## 河川敷地占用許可準則の見直しに係る パブリックコメントの実施結果について

## 河川敷地占用許可準則の見直しに係るパブリックコメントの実施結果について

- 1.意見募集期間 平成16年8月13日~9月12日の1ヶ月間
- 2.意見提出人数 3名
- 3.意見総数 10件(2名が複数の意見を提示)
- 4 . 意見の概要

	準則(案)関連条項	意見の概要	対応
1	準則第五 (占用許可の基本方針)	占用許可を行おうとする場合の意見聴取対象者に環境NGO、環境保全モニターを加える。	環境NGO等の範囲が必ずしも明確でないこともあり、占用の許可に当たっては、準則第五第二項において、地域の意見を代表して市町村の意見を聴くこととしている。
2	準則第六 (占用主体)	河川の賑わいを創出するために活動する次の団体を占用主体と認める。 ・河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会が認める民間事業者 ・特定非営利活動法人 ・まちづくりやコミュニティ活動、芸術文化 等の河川の賑わいの創出に寄与する活動を行う 任意団体	ご提案の民間事業者等について占用主体として どこまで認められるか、また、地域における合意 形成の仕組みのあり方などについての検討が必要 であるため、社会実験の中で検証していきたい。
3	準則第七 (占用施設)	河川の賑わいを創出る。 ・カーはというでは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーは、 ・カーが、 もり、 もり、 もり、 もり、 もり、 もり、 もり、 もり、 もり、 もり	も態らる 地るつ合もが ののなおとが。け認域域う必た許考 にいはて近いで施店にで地域方でをもいるを をもいはでがかるでのがあるというでのがあるというでのがでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでででででででで

	準則(案)関連条項	意見の概要	対応
4	準則第八 (治水上又は利水上の 基準)	河川区域内における樹木の植樹等に係る基準において外来種・園芸種を削除する。	「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」においても、良好な河川環境が保全されることを基本方針としている。また、外来種等についても、生物の多様性の保全等の観点から在来河川の生態系等への影響を考慮し適切な対応を図ることは重要と認識し、必要な対策等を実施しているところ。なお、同基準に係る別表については、外来種法及び同付帯決議の趣旨に沿い、現在改定に向け検討を進めている。
5	準則第十 (河川整備計画等との 調整についての基準)	河川における自然保全・再生の観点から河川整備計画等を充実させる。準則においてもゾーニング化の重視の視点を記述する。	河川整備計画等によってが、にての河川ではのが、個によりであるでは、「河川であるでは、「河川では、「では、「河川では、「河には、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「河川では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「
6	準則第十三 (占用の許可の内容、 条件、監督処分等)	占用許可の条件の例示に「生物多様性の確保」 を追加する。	個々の河川の特性や占用形態等を踏まえ、個々の河川において必要に応じて生物多様性の確保等に配慮し、占用許可を行うなど個別に対応することとしたい。
7	準則第十六 (包括占用の許可)	河川事業を行うPFI法によるSPC(特定目的会社)を包括占用の占用主体に追加する。	今回広げることになる公益法人その他これらに 準ずる者にPFI法によるSPC(特定目的会社) も含まれ得るものと考えている。
8	準則第十八 (包括占用区域の施設 設置者による利用)	河川の賑わいを創出するために活動する次の団体を施設設置者として認める。 ・河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会が認める民間事業者 ・特定非営利活動法人 ・まちづくりやコミュニティ活動、芸術文化 等の河川の賑わいの創出に寄与する活動を行う 任意団体	ご提案の民間事業者等について占用主体として どこまで認められるか、また、地域における合意 形成の仕組みのあり方などについての検討が必要 であるため、社会実験の中で検証していきたい。